

社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

個人情報保護特別委員会委員長 古谷由紀子

消費者提言特別委員会委員長 棚橋節子

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」
の改正案に対する意見

○全体

【意見の概要】

事業分野ごとのガイドラインの共通化への対応を評価する。

【意見の内容】

複数の事業分野にまたがって事業を行っている事業者も多いことから、各省庁において策定されている事業分野ごとのガイドラインの共通化が進むのは喜ばしい。むしろもっと早く改定に取り組んでもよかったと思われる。

○1

【意見の概要】

個人情報保護取扱事業者でない事業者についても、個人情報の適正な取扱いが図られなければならないとの内容が追加されたことを評価する。

【意見の内容】

消費者等本人にとっては法の対象となる事業者かどうかにかかわらず個人情報の適正な取扱いがなされることが望ましく、法2条第2条第3項第5号の規定により「個人情報取扱事業者」から除かれる事業者（個人情報5千件を超えない事業者）にも適正な取扱いの努力義務を課したことが評価できる。

○2-1-3

【意見の概要】

「特定の個人の数」の明確化を評価する。

【意見の内容】

電話帳等の場合における「特定の個人の数」について、算入しない基準が明確化されたことにより、個人情報保護法および同ガイドラインの適用の可否が明確になる。

○2-2-1

【意見の概要】

利用目的の事業内容を勘案して顧客の種類ごとに限定して示すという内容の追加は、本人にとって利用目的がより明確になるものであり評価できる。

【意見の内容】

利用目的の事業内容を勘案して顧客の種類ごとに限定して示すという内容の追加は、本人にとって利用目的がより明確になるものであり、ひいては消費者の過剰反応の現状を改善することに役立つものと思われる。

○2-2-1

【意見の概要】

「なお、利用目的の特定の際に、利用する個人情報の項目及び入手先の事業者名等を特定することまで求められるわけではない」が削除されているが、削除は望ましくない。

【意見の内容】

消費者にとっては自身の個人情報の入手先を知らされないことに対し事業者への不信が強く、また自身の個人情報についてコントロールできないことにも不安感も強い。この文言を残すことで、消費者の不安や不信に応える事業活動を促すことにもつながると思われる。

○2-2-1、2-2-3、2-2-5-2、2-2-5-4,5

【意見の概要】

追加文言中「事業活動の特性、規模及び実態に応じ」は削除が望ましい。

【意見の内容】

「事業活動の特性、規模及び実態に応じ」が具体的に何を指すかが明確ではなく、これらの文言を入れることで、同ガイドラインの適用の可否が限定される印象を受ける。このガイドラインは「望ましい」内容が記載されており、この文言を削除しても問題は生じないと思われる。

○2-2-1

【意見の概要】

利用目的の特定の事例として、「契約不成立の場合の個人情報の取り扱い」を追加することが望ましい。

【意見の内容】

平成18年6月7日 独立行政法人 国民生活センターの公表した「個人情報保護法施行後1年間の相談概要について」によると、「解約後や契約不成立の際に個人情報がどのように扱われるのか」、「どのような場合に個人情報の利用停止や削除等に応じているのか」と

いった点や、第三者提供の有無などについても確認しておく、トラブルになりにくいと思われる。」とある。特に、契約不成立については、個人情報の提供の契機となった契約が不成立の場合に契約と個人情報の提供とは別であるとの解釈で利用されることは消費者の常識からはかけはなれたものであることから、事例を追加することによって消費者等本人の利益を確保すべきと思われる。

○2-2-1

【意見の概要】

利用目的の変更について、本人が想定することが困難な事例を追加することが望ましい。

【意見の内容】

現在、本人が想定することが困難でないと認められる事例が掲載されているが、これは明確な事例であるため、事例として参考になりにくい。本人が想定することが困難な事例を追加することによって法第15条第2項の「利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」がより明確になるものと思われる。

なお、この追加希望事例は、結算法第16条第1項の本人の同意が必要になるものであり、ガイドラインにはその事例は掲載されているとの反論もあろうが、そこでの事例も明確な事例であり、結局「本人が想定することが困難な事例」は具体的には明確にはなっていないものと思われる。

○2-2-2

【意見の概要】

適正取得についての事例の追加は評価できる。

【意見の内容】

適正取得についての追加事例は、事業者の不正な手段による個人情報の取得を防止するための事例であり、適正取得を促進することになると思われる。

○2-2-3-2

【意見の概要】

「事故又は違反への対処」として、「高度な暗号化の秘匿化が施されている場合」について、措置内容を具体的に報告するという内容の追加は評価できる。

【意見の内容】

実効性が期待できる方法を追加することにより、組織的安全管理措置の充実が期待できるものと思われる。

○2-2-3-2

【意見の概要】

「事故又は違反への対処」として、「漏えい等をした事業者以外では、特定の個人を識別することができない場合」について、措置内容を具体的に報告するという内容の追加は評価できる。

【意見の内容】

実効性が期待できる方法を追加することにより、組織的安全管理措置の充実が期待できるものと思われる。

○2-2-3-2

【意見の概要】

「事故又は違反への対処」として、「事実関係、再発防止策等の公表」について、「可能な限り」との文言の削除が望ましい。

【意見の内容】

「事故又は違反への対処」として、「事実関係、再発防止策等の公表」を「可能な限り」との文言を入れることで、あえて公表しなくてもいいとのニュアンスが生まれる。またこの文言を削除しても「公表しなければならない」となるわけではないことから削除しても問題ではない。なお、これらの事業者の公表については、消費者の意識の変化も見られ、公表することを評価するようになってきていることからこの文言を削除することで、事業者と消費者のより良い関係を築いていけるものと思われる。

○2-2-3-2

【意見の概要】

「事故又は違反への対処」として、「事実関係、再発防止策等」が公表されない場合の同業種間の情報共有について、「業界団体等に報告を行うなど」、情報共有の方法などの文言の追加をすることが望ましい。

【意見個所の修正案】

「・・・類似事案の発生回避の観点から、業界団体等への報告を行うなど同業種間等で、当該事案に関する情報共有されることが望ましい。」

【意見の内容】

事案の情報共有は再発防止の促進する意味でも重要であるが、そのための具体的な方法を明示することで、実効性のあるガイドラインになると思われる。

○2-2-3-4

【意見の概要】

委託先における個人データ取扱い状況の把握について、二次被害が発生する可能性が高い場合に、「より高い水準において」をもう少し明確化することが望ましい。

【意見の内容】

委託先における個人データ取扱い状況の把握について、二次被害が発生する可能性が高い場合に、「より高い水準において」とあるが、あいまいで具体性に欠けることから事業者の判断により差異が出てくる懸念がある。

水準のレベルはその時々によって異なるため、事例を追加することで明確化につながるものと思われる。

○2-2-3-4

【意見の概要】

委託先における個人データ取扱い状況の把握において、委託処理の透明化を図るという内容の追加は評価できるが、さらに具体的な方法として「委託先の管理方法」を追加することが望ましい。

【意見の内容】

委託の有無等を明らかにし、委託処理の透明化を図るにあたっては、「委託先の管理方法」を追加することがより透明化につながり、消費者本人の利益保護および事業者の信頼確保に役立つものと思料する。

○2-2-4

【意見の概要】

事業承継の交渉が不調となった場合に「提供した個人情報の利用停止等」などの例示の文言を追加することが望ましい。

【意見個所の修正案】

「・・・事業承継の交渉が不調となった場合に提供した個人情報の利用停止等の措置を実施することや、相手会社に安全管理措置を遵守させるため必要な契約を締結しなければならない。」

【意見の内容】

事業承継については、相手会社に安全管理措置を遵守させるための必要な契約を締結させるとの内容の追加は評価できるが、消費者にとっては予測困難なものであり、個人情報の想定外の利用とならないために、また個人情報の利用拡大による個人情報漏えいのリスク回避の観点からも、事業承継の交渉が不調の場合は提供した個人情報の利用停止などを例示として入れることが望ましい。

○2-2-4

【意見の概要】

「共同利用者の範囲」の事例が追加されており、「本人が容易に知り得る状態に置かれているとき」とあるが、2-1-11の事例の「ウェブ画面での掲載」と同様でいいのか、更なる検討が必要と思われる。

【意見の内容】

「共同利用」制度の利用普及に係る具体策（パーソナル情報研究会）の中に、企業ポイント等を通じた連携サービスを提供する提携企業間の共同利用の事例が載っているが、共同利用の範囲が非常に広範囲になる可能性がある。個人にとって親子兄弟会社、グループ会社等の範囲は予測がついても、ポイントサービスを通じた提携企業についての知識はあまりない。ポイントを取得するために1社に個人情報を出したところ、予測もつかなかったところから連絡があるなど問題がおこる可能性がある。ウェブ画面への記載で足りるのか、消費者等本人の個人情報保護と有用性からさらなる検討が必要と思われる。

○2-2-5-4

【意見の概要】

本人から求めがあった場合には、自主的に利用停止に応じることについての追加があり、評価できる。

【意見の内容】

事業者手続き違反等がなくても消費者が利用停止を要望する例は多く、事業者にとっても本人の求めに応じることが消費者の満足や信頼につながるものと思われる。

○2-2-5-5

【意見の概要】

場合の理由の説明について、「わかりやすく」を追加することが望ましい。

【意見の内容】

事業者が個人データの利用停止等の措置を取らない場合において、たとえ事業者の措置には問題がなくても、消費者等本人の意向とは異なるものであり、専門家ではない消費者が理解するためにはわかりやすい説明が求められる。ひいては消費者が個人情報保護法について適切に理解することにもつながり、個人情報の有効な利用にもつながるものと思われる。

○5

【意見の概要】

「事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取扱いに関すること」の（ア）に契約不成立の場合に取扱いの場合を追加することが望ましい。

【意見の内容】

平成18年6月7日 独立行政法人 国民生活センターの公表した「個人情報保護法施行後1年間の相談概要について」によると、「解約後や契約不成立の際に個人情報がどのように扱われるのか」、「どのような場合に個人情報の利用停止や削除等に応じているのか」といった点や、第三者提供の有無などについても確認しておく、トラブルになりにくいと

思われる。」とある。特に、契約不成立については、個人情報の提供の契機となった契約が不成立の場合に契約と個人情報の提供とは別であるとの解釈で利用されることは消費者の常識からはかけはなれたものであることから、事例を追加することによって消費者等本人の個人情報保護になるものと思われる。

○5

【意見の概要】

事業者の個人情報保護を推進する上での考え方や方針について盛り込むべき事項として、「消費者の意向や消費者の権利利益の保護に配慮すること」の文言の追加が望ましい。

【意見個所の修正案】

消費者の意向や消費者の権利利益の保護に配慮すること

【意見の内容】

事業者の個人情報保護を推進する上での考え方や方針について盛り込むべき事項の前の説明文には、「消費者等、本人の権利利益の保護の観点から、以下に掲げる事項」として記載はあるが、事業者の方針や考え方を示す事項のなかにも「消費者の意向や消費者の権利利益の保護に配慮すること」を入れることは事業活動に対する社会の信頼を確保するために重要であると思われる。

以上